

「見方・考え方」を働かせた社会科授業とその学習評価 ——憲法学習の授業開発を通して——

The Social Studies Lesson with Working “Viewpoints and Ways of Thinking” and the Assessment: The Development of the Unit “the Constitution and Democracy”

鈴木 大蔵
SUZUKI Daizo

I はじめに

社会科授業研究の領域において、現代社会の問題を科学的に研究し、市民として確かな根拠に基づいて論争的な問題に対して的確な判断を行うことができる資質・能力（コンピテンシー）育成重視の学習課題の開発が進められている。その際、教材開発（理念や理論を提示するだけ）のレベルにとどまるものではなく、提示された理念や理論を基に構成された授業を通して子どもが何を理解し、どのような能力を身につけるのか（何ができるようになるのか）を捉えて明確化し、どう継続的に評価していくのかという段階まで目を向けることが重要となる。すなわち、指導と評価が一体となった社会科授業研究の深化と評価実践の蓄積が直近の課題となっているということである。

II 「見方・考え方」を働かせた社会科授業の構成 1 研究目的

豊冨（2015）は社会科研究において「社会科を学ぶ子どもの実際の活動、教師の問いに対する実際の応答、さらには、それらを経た子どもの実際の変容等、実際の学習や効果つまり「実践」や「評価」を不問のまま、または曖昧なまま、学術で武装された授業理念やそれに基づく授業書や学習指導案等、『理想』と『計画』だけで社会科が語られてきたのではいか」と指摘している¹⁾。事実、社会科固有の「理論」と「実践」を一体化する評価方法論はいまだ確立していない。峯（2014）は、社会科の評価方法論に基づく「理論」と「実践」の具体化が立ち遅れている原因のひとつとして、「社会科を暗記科目とする人々の根強い認識であ

り、表裏一体としての評価の在り方、入試やテストに採用される知識再生の評価問題に規定される学校現場の実態がある」からだと指摘している²⁾。社会科授業を通した子どもの社会認識の広がりや深まりを把握するために、評価設計の視座からも社会科授業研究を深化させていく必要があると考えられる。

本稿は、子どもにとって学ぶ価値のある社会科授業の実現に向けた授業ならびにその学習評価を含めた開発・実践を行い、その分析を通して、これからの時代に求められるより望ましい教育内容開発の方法を実証的に明らかにすることを目的とする。

2 「見方・考え方」と概念的知識

社会系教科における「見方・考え方」の要素の一つとなっているのが、概念的枠組みの獲得であるといわれている。子どもは、「○○とは何か」といった概念をもとに物事を認識する。子どもが社会を「わかる」ようになるためには、さまざまな社会的事象について思考するための概念的枠組みの形成が必要不可欠となる。

しかし、子どもは誤った概念（これは認知心理学では「素朴概念³⁾」ともよばれている）を多くもっている。誤った形でシステム化された知識をもとに新たな内容を学習すれば、かえって間違った見方や偏った考え方が形成されてしまう可能性がある。そのため、授業構成の基盤として、学習者が素朴に持っている誤った概念を誘い出し、新たにより間違いの少ない概念（的知識）へと修正し、形成される「見方・考え方」を精緻化させる

工夫が必要となろう。

森分（1984）は、社会科授業は、個々の子どものもつ「知識体系」を科学的知識体系へと成長させるべきという立場から、知識の成長に関してカール・ポパーの知識構築における理論⁴⁾を用い「知識の変革的成長理論」（図1）を社会科授業構成理論に採用している⁵⁾。知識の成長は、常に既存の知識あるいは理論（ ET_1 ）の修正・発展というかたちをとる。知識成長の出発点となる問題（ P_1 ）は既存の知識からは説明できないときに生じる。既存の理論（ ET_1 ）は一定範囲の事象（ F ）を説明することはできるが、その理論で説明できない事象（ f ）に直面すると問題（ P_1 ）が生じる。そして、推測と反駁を繰り返し、新しい理論（ ET_2 ）が得られる。新しい理論は、説明・予測できる範囲が拡大するだけでなく、それらをより正確に成すことを可能にする。つまり、 ET_2 は ET_1 よりも間違いの少ない、説明力のより大きい理論に成長するということである。そしてその理論や概念を、子どもの身の回りの生活や他の学習過程において新しい知識を獲得するときに、いかに活用できるかが重要である。

本研究においても、この「知識の変革的成長」の理論に依拠し、「見方・考え方」を働かせた社会科授業を構成していく。

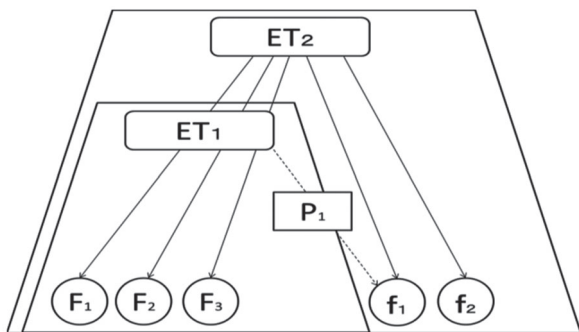


図1 「知識の変革的成長の理論」

3 授業実践事例

これまでに「見方考え方」や「見方や考え方」という表記で、その育成を図る社会科授業論の提起や授業実践が多くなされてきた。

岡崎ら（2016）は社会的な見方・考え方の成長モデルとして、「社会的見方・考え方の広がり」と「社会的見方・考え方の深まり」に分類し、中

学校社会科地理的分野「アフリカ州」における、子どもの獲得する知識・概念を構造として示し、さらにそれに対応する問いの構造を示して、「なぜ疑問」を用いた説明型授業を実践している⁶⁾。その結果、生徒は知識相互の関係性の理解や概念の獲得によって社会的な見方・考え方の「広がり」と「深まり」を見せたと述べている。

角田ら（2016）は、「社会の見方考え方」を社会的事象の本質や事象同士の関連性を読み解いていくための「レンズ」なるものとして位置づけ、その「見方考え方」の成長を意識した小学校社会科授業の構成を目的とした研究を行っている⁷⁾。具体的には、実際に学校現場で実践された授業（小学校社会科第4学年 単元「わたしたちのくらしと水」）を、より「見方考え方」の成長を促すよう、知識の質的な拡大を意味する「知識の変革的成長理論」を用いて改善した授業プランを提示している。この角田らが提案した社会科授業プランからは、子どもが社会を読み解く「レンズ」をより精緻なものへと成長させていくために、教師側から投げかける問いによって「視点」を追加させ（飲料水メーカーの工夫や努力の視点で捉えさせる一方で、それでは説明がつかない公的機関の工夫や努力に関する意味を捉えさせ）、子どもたちがその「視点」から問いに対する答えを考えながら、「工夫や努力の質の違い」に気づくという授業構成となっている。

このように、これまで「見方・考え方（見方や考え方、見方考え方）」の「成長」を目的とした授業構成研究や授業実践は数多く見受けられる。しかしながら、「見方・考え方」を「働かせた」授業実践やその学習評価に着目した研究は少ない。評価の捉え方や在り方が見直されているいま、「見方・考え方」を働かせるための教授計画（＝意図）の提案だけではなく、子どもがどのような「見方・考え方」を「働かせた」学びを行ったのかを見とる手立てが必要なのではないだろうか。資質・能力の育成において重要な役割を担う「見方・考え方」をどのように「働かせた」のかを把握することは、実践した授業がうまくいっているかどうかを見取り、その実態をふまえた授業改善を行っていくための判断材料として重要な指針を

示すものになりうるのではないか。

Ⅲ 社会科教育学研究における課題

1 「見方・考え方」の評価方法

社会科教育学における研究の中で、評価研究は蓄積が乏しい領域とされている。さらに、「見方・考え方」の評価について言及されている研究は非常に少ない。数少ない研究として、例えば、井上（2015）は授業事例を実際に取り上げ、「見方・考え方」の習得につながる評価法とそれに対応する具体的な評価のためのツールを開発している⁸⁾。また、藤瀬ら（2015）は、小学校社会科単元「犬童球溪と『旅愁』」において、子どもの言語活動を通して社会の見方・考え方の変容を評価するための評価規準を作成することによって、社会の見方・考え方の可視化を試みている。「見方・考え方」の「習得」や「変容」の評価を目標とした上記二つの実践をともなった研究は、蓄積が乏しい社会科学学習評価研究領域において、「見方・考え方」の評価モデルが示された点で非常に意義のあるものであろう。しかしながら、新学習指導要領で、「見方・考え方」における位置づけが学習において育成すべき「資質・能力」ではなく、働かせる「視点や方法」として明確に示された今、子どもがどのような「視点や方法」を働かせたのかという観点が入り込まれていない点で限界があるのではないだろうか。新学習指導要領下におけるこれからの社会科学学習評価研究では、「見方・考え方」の「習得」に加え、習得したその「見方・考え方」をどのように「働かせて」思考したり知識を獲得したりしたのかを見とるための新たな評価方法の開発が必要なのではないだろうか。

2 憲法学習の必要性

民主主義を維持・発展していくために憲法学習は必要不可欠であることは明らかである。しかし、岡部ら（2011）によると、現在の憲法学習は条文暗記型の学習になっている傾向にあるという⁹⁾。具体的には「学習指導要領が見方・考え方の育成を重視しているのに対して、暗黙の内にその用語の意味や本質を理解せず各条文や言葉自体を暗記することが憲法学習の中心であるとの共通理解

が生じている。その結果、教師自身も条文の言葉のみを覚えさせることが授業の目的であるかのように考えてしまう傾向がある」と指摘している。また、中原（2007）は、これまでの憲法学習は条文の暗記に留まり、「憲法と社会との関わりを認識することを閉ざして」いるような学びとなっているため「閉ざされた社会認識¹⁰⁾」を形成する危険性があることを指摘している¹¹⁾。

これまで実践されてきた憲法学習は、暗記に終始しており、「憲法（立憲主義）とは何か」「なぜ民主主義に憲法が必要なのか」といった憲法の本質的な理解や、「見方・考え方」の成長や活用（働かせること）を促すために必要な憲法の概念的枠組みを形成するものにはなっていないことが伺える。こうした暗記主義的な学習への批判から、いくつかの憲法学習の研究・実践がなされている¹²⁾。しかしながら、それらの実践はごく少数の事例であり、「未だ多くの子ども、教師が憲法条文への過度な依存は払拭されていない」と岡部らは主張している。

憲法において、立憲主義の意義、民主主義や資本主義などの他の概念との関連性といった本質的な理解がなされないまま条文のみを暗記するような授業が行われれば、子どもは法制度そのものに対して無批判にとらえてしまったり「憲法の条文は国民が守るべきもの」であるというような、誤った概念が形成されたりしてしまうのではないかと懸念する。憲法についての「見方・考え方」を精緻化させるためには、「なぜ民主主義社会に憲法が必要なのか」といった憲法についての本質的な概念的知識の獲得が、必要不可欠なのではないか。そこで本稿では、「多数決」に焦点をあて授業を開発した。多数決に対してネガティブな見方を持つ子どもは少ないだろう。学校でも、文化祭の出し物や生徒会長を決める選挙など様々な場面で当たり前のよう多数決が用いられる。「多数決（という民主的な手続き）で決まったのだからその決定は正しいものだ」「みんなの意見が尊重された」と考える子どもは多いのではないだろうか。しかし、多数決は必ずしも多数派の意見を尊重した結果になるとは限らない。民主主義の名のもとに非民主的なことが起こる場合があるのは歴史的にも明らか

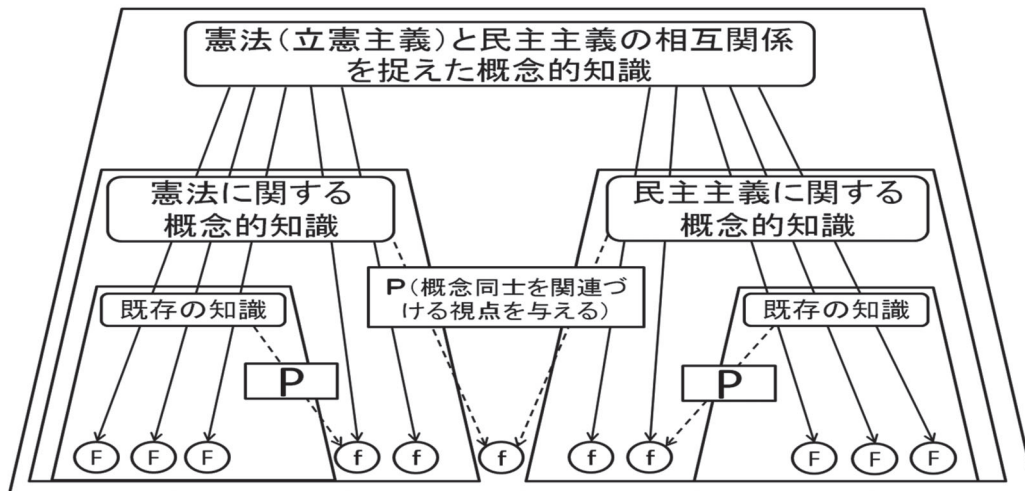


図2 「概念同士の関連付けによる『見方・考え方』を働かせた知識の変革的成長（憲法学習の場合）」

である。そのような多数決の問題点や限界性などの視点に着目させ、その中で現代の民主主義における憲法の意義に気づかせ、学ぶ価値のあるものとして憲法についての本質的な概念的枠組みを形成させていく必要があるだろう。

IV 憲法学習の構成と授業の開発・実践

本項は、憲法の概念的知識の獲得とそれによって形成された「見方・考え方」を働かせることをねらいとして小単元「憲法と民主主義」の開発・実践を行う。開発した授業は立命館高等学校に所属する生徒14名を対象とした。本研究で実践した授業は、生徒が持つ、憲法についての既存の概念的知識を民主主義に関する概念的知識と関連づけた新たな視点を追加させるような問いを設定することで、既存の概念的知識では説明することができない憲法の意義について考えさせる学習内容となっている（表1に示す）。

生徒は、「憲法とは、国民の人権を守るために国家権力を制限するためのものである」という概念は既存の知識として獲得しているが、「ではなぜ現代の民主主義に憲法が必要なのか」「民主的な政治決定方法である選挙で選ばれた代表者であれば、専制政治が行われていた時代のように権力が暴走し人権を抑圧するようなことはないのか」という問いには答えることができない。この学習を通して、学習者の「知識の変革的成長」を促し、憲法の概念的枠組みを修正・発展させていく。図2は「知識の変革的成長理論」を応用し、

本授業における概念同士の関連付けによる「見方・考え方」を働かせた知識の成長過程を表したもの（筆者作成）である。

V 学習評価問題の作成・実施・分析

1 学習評価問題の作成

作成した評価問題は、概念的知識の獲得にともなう「理解」レベルの判定と、授業で獲得した「見方・考え方」をどのように働かせているかを把握することを目的としている。それらを把握するための評価問題の具体的な内容として二つのパフォーマンス課題に取り組ませた。一つ目の課題は本授業を貫く問い（メイン・クエスチョン）に対し、生徒自身の言葉で説明することを通して、授業で獲得した憲法の「見方・考え方」の構成要素となる立憲主義についての概念的知識の獲得状況を把握するものである。二つ目の課題は、実際に政治家や憲法学者、政治学者などのあいだで議論されている「統治行為」を解釈し生徒自身がその議論されていることに対して評価するという取り組みを行った。授業で新たに形成された立憲主義や民主主義についての概念的枠組みを使って思考・判断しているかどうか、つまり、「見方・考え方」をどのように働かせているのかを把握することを目的としている。「統治行為」における議論のなかで、統治行為否定派に立つ論者たちは「統治行為を認めることは、日本国憲法のように徹底した法治主義（法の支配）を原則とする憲法のもとでは許されない」という見方を示しており、

表1 「本時の学習展開（50分×2コマ）」

	発問	教授・学習活動	生徒に獲得させたい知識など
導入	<p>・憲法を守らなければならないのは誰か。</p> <p>・日本国憲法のもとでは、政治決定はどのように行われているか。</p> <p>○国民が主権者であれば、それは民主政治を通じて自分たちで決めれば十分に可能なのではないだろうか。</p>	<p>T：発問する P：答える</p> <p>T：発問する P：答える</p> <p>T：発問する P：予想する</p>	<p>・国家（政府）。</p> <p>・国民が主権者となり、政治の在り方を自分たちで決めるという民主制の政治が行われている。</p> <p>・国民から選挙で選ばれた代表者なら、権力の行使も適切に行われて、専制政治が行われていた時代のように暴走することはないのではないか。</p>
展開Ⅰ	<p>MQ 国民が政治の主人公であり、主権者である現代の民主主義社会において、なぜ憲法によって国家権力を制限する必要があるのだろうか。</p> <p>・民主主義社会ではどのような過程で国の政治を決定していくのか。</p> <p>・多数決（原理）にはどのような特徴があるのか。</p>	<p>T：発問する P：答える。</p> <p>T：発問する P：予想する T：説明する</p>	<p>・国民が普通選挙（憲法第15条3項）で選んだ代表者によって決定が行われていく。民主的な政治決定には多数決原理を採用していることがわかる。</p> <p>・社会の幸福の最大化を目的とする点。多数決による社会的決定によって社会全体の幸福の量は増大する蓋然性が高い。</p>
	<p>○多数決は本当に多数派の意見を反映させることができているのだろうか。</p> <p>○多数決で決めてよいこと、決めてはならないことはどのようなことだろうか。</p> <p>○「間違い」によって、多数派による人権の侵害の可能性を抑え込むにはどうすればよいだろうか。</p> <p>・日本国憲法では、多数派による暴走に歯止めをかけるために、どのような条文が定められているのか。</p>	<p>T：資料を提示する S：確認する</p> <p>T：発問する P：グループで話し合う</p> <p>T：発問する P：予想する T：資料を提示する</p> <p>T：資料を提示する P：確認する</p>	<p>（例）2000年アメリカ合衆国大統領選挙 ・多数決で選ばれた代表者も常に正しい判断に基づいた権力行使を行うとは限らない。</p> <p>多数決の結果が常に「正しい」とは言えないことが分かった。そのため、多数決でも決めてはいけないライン〈歯止め〉を設ける必要がありそうだ。</p> <p>○個人の「人権」を侵害するようなことや少数派を弾圧してしまう事柄については、多数決によっ ○憲法98条1項（憲法の最高法規性） ○第81条（最高裁判所の違憲審査制） ○第99条（政府の憲法尊重擁護義務）</p>
終末	<p>◎国民が政治の主人公であり、主権者である現代の民主主義社会において、なぜ憲法によって国家権力を制限する必要があるのだろうか。</p>	<p>T：発問する P：まとめる</p>	<p>○民主主義の原理の一つである多数決は、多数者の意見が常に正しいとは限らない。多数決が数の暴力となって、人権が侵害されたり少数者を抑圧されたりすることのないように、多数決でも変えてはならない価値を前もって憲法のなかに書き込み、国家権力を制限する必要があるため。</p>
	<p>パフォーマンス課題</p> <p>課題①：国民が主権者であり、多数決原理が採用されている民主主義において、なぜ憲法（立憲主義）が必要なのか。</p> <p>課題②：あなたは「統治行為論」についてどう考えるか。以下の文章を読み、「統治行為論」を評価しなさい。</p>		

「統治行為」肯定派に対抗する学説としても有力なものとなっている¹³⁾。この「統治行為論」肯定派、否定派それぞれの見方が、前者が民主主義を強調するもの、後者が立憲主義を強調するものという構造になっており、本授業「憲法と民主主義」で獲得する「見方・考え方」の構造と対応したかたちになっている。そのため、実社会で今まさに議論されている事柄を通して、生徒が授業で獲得した「見方・考え方」を働かせて思考・判断するために意義の高い論争問題であるという理由から、今回のパフォーマンス課題に「統治行為論」を設定した。

2 ルーブリックに基づいた評価

概念的知識の獲得レベルや「見方・考え方」をいかに働かせているかを見とるような複雑な課題

については、「正」か「誤」で単純に評価することができない。ルーブリックに基づいて評価することで、子どもがどの程度理解し、どこでどのようにつまづくのかを具体的に捉えることが可能となる。すなわち、学習者のつまずきの把握により、授業改善のための方策も検討することができる。本稿では、学習者が獲得した概念的知識や働かせた「見方・考え方」をより具体的に可視化し見とる手立てとして、G. ウィギンズ、J. マクタイが「真正の評価（authentic assessment）」を保障するものとして採用している「理解の6側面¹⁴⁾」を参考に、筆者がそのうち3つの側面（「説明することができる」、「解釈することができる」、「応用することができる」）に重点を置いた得点ルーブリックを組み立てた（表2）

表2 「理解の6側面を参考に作成したルーブリック」

	側面1：説明されている	側面2：意味のある [解釈]	側面3：効果的な [応用]
5 熟達した	「民主主義においてなぜ憲法（立憲主義）が必要なのか」を、多数決（原理）の限界性や問題点等をもとに完全に裏づけし、「立憲主義」と「民主主義」それぞれの概念を一般化し、両者を巧妙に関係づけながら説明することができている。説明の量、質ともに与えられた情報を超えた説明がなされている。	民主主義における憲法（立憲主義）の重要性、意味、意義についての有効な解釈や深い分析が、自分自身の言語に言い換えられてなされている。「統治行為論」の意味について、与えられた情報を超え思慮深い洞察がなされている。	授業で獲得した個別的な知識や概念（的知識）を活用し、提起された課題（＝「統治行為論」を評価する課題）において、文脈に柔軟にかつ効果的に適合させ、判断、応答している。熟達した知識の転移を見せている。
4 有能な	「民主主義においてなぜ憲法（立憲主義）が必要なのか」を、多数決（原理）の限界性や問題点等をもとにうまく裏づけし、「立憲主義」と「民主主義」それぞれの概念を関係づけながら説明することができている。型にはまらず教えられたことを超えた説明がなされている。	民主主義における憲法（立憲主義）の重要性、意味、意義についてのおおよそ有効な解釈や分析がなされている。「統治行為論」の意味について、与えられた資料をもとに思慮深い洞察、明瞭な分析がなされている。	授業で獲得した個別的な知識や概念（的知識）を活用し、提起された（＝「統治行為論」を評価する課題）において、文脈にある程度効果的に適合させている。知識の転移を見せている。
3 適切な	立憲主義や多数決原理を自分自身の知識の概念的枠組みに取り入れ、それらを詳細に反映した説明がなされている。憲法（立憲主義）の必要性について裏づけされた理論はあるが、その証拠がやや不十分だったり不適切だったりする。	民主主義における憲法（立憲主義）の重要性、意味、意義についての解釈や分析がなされている。「統治行為論」の意味について、与えられた資料をもとにある程度深い洞察がなされている。	限定的ではあるが、授業で獲得した個別的な知識や概念（的知識）を活用し、提起された（＝「統治行為論」を評価する課題）において、文脈にある程度適合させている。知識の転移を少し見せている。
2 限定的な	不完全な記述であるが、「立憲主義」や多数決（原理）についての適切な観念を伴っている。学んだもののいくつかを拡張し深めている。記述は、限定された裏づけ、あるいは大雑把な一般化を含んでいる。理論はあるが、限定的な一部の証拠しか伴っていない説明になっている。	民主主義における憲法（立憲主義）の重要性、意味、意義について、限定的ではあるが解釈や分析がなされている。「統治行為論」の意味について、与えられた資料をもとに限定的な洞察がなされている。	提起された課題（＝「統治行為論」を評価する課題）に対し、判断と応答を限定的にしか活用することができない。

1 不 十分 な	表面的な記述である。分析的、創造的というよりも叙述的である。憲法（立憲主義）、民主主義それぞれの概念的知識の関係がバラバラである。説明の際に全く裏づけがされていない。または記述がない。	民主主義における憲法（立憲主義）の意味や意義において表面的で機械的な言い換えしかなされていない。ほとんど、または全く解釈していない。「統治行為論」についても資料の言い直ししかされていない。	授業で獲得した個別的な知識や概念（的知識）を全く活用していない。
-------------------	--	--	----------------------------------

3 開発・実践した授業ならびに評価の有効性と考察

生徒から回収したパフォーマンス課題の記述とルーブリックを基に評価した理解レベルを表3、表4に示す。

表3 「パフォーマンス課題①の生徒の解答とルーブリックに基づき評価した理解レベル」

生徒	国民が主権者であり、多数決原理が採用されている民主主義において、なぜ憲法が必要なのか。説明しなさい。	評価
A	憲法が人権侵害に歯止めをかける役割を担わないということは、即ち最高法規が侵害を許すということだ。そうなれば極端な差別主義が台頭する恐れがある。	2
B	多数決は正しい答えに至る可能性が高いが、必ず正しいとは言えないので、法によって国家権力を制限し、個人の生命、自由、財産を守る必要がある。世論等によって多数決の結果は変わってしまう（略）。人というものの根本が変わらないように、大前提となる憲法が必要なのだと思う。	3
C	多数決によって個人の人権が侵害されたり、少数派が弾圧されたりするのを防ぐため。個人の権利や人権を守るため。	3
D	多数決でものを決める場合、絶対に多数決をとりまとめる人や多数決で決めたいことを提案する人がいる。（略）もし、憲法（国家権力の暴走を制限するもの）がなければ、国家権力が過激な議題などで多数決にかけることができてしまう。多数決では絶対に決まってしまう。よって憲法が必要である。	3
E	憲法はそもそも国家権力が暴走するのを防ぐものである。民主主義の概念において「最大多数の最大幸福」を重んじており、多数派の幸福を優先すると考えているので、民主主義において多数決は理にかなっている。	2
F	多数決で決められたものが良くないものであったり、人権を侵害するものなどだった場合にストップをかけるものが必要だから。	2
G	国家の権力を制限するため。	1

H	人権侵害や少数派を弾圧する恐れがあるからです。もし憲法がなければ、国が人権侵害をする可能性があるということです。（略）民主主義を実践する場合、民衆が自由に意見表明をできる必要があります。しかし、多数決をするには、少数派ができます。多数派と少数派で意見を交わし、批判をしあうことでより良い結果を導く必要があると思います。つまり、憲法がなかったら、少数派の弾圧がおこなわれる結果、多数派と少数派の議論が行われなくなるので、より良い結果に向かわないと思います。	4
I	確かに、民主主義で選挙によって選ばれた人は民意を反映しているかもしれない。（略）。小選挙区の公約に賛同したとしても、国政レベルの党としての公約には反対ということもあるかもしれない。だから私たちは、私たちの権利を保障するためにも、権力を縛る必要があると考える。	3

表4 「パフォーマンス課題②の生徒の解答と授業で獲得した概念的知識の活用レベルの評価」

生徒	あなたは「統治行為論」についてどう考えるか。以下の文章を読み「統治行為論」を評価しなさい。その際、なぜそのように評価したのか根拠を明確にしたうえで理由を述べること。	評価・解釈	評価・応用
A	私は賛成である。理由としては「国家行為の政治性が高度である」ならば政治に関しては裁判所よりも一国の長である議会の判断に委ねる方がよいと考えるからである。確かに憲法は「法律」であり、それを専門分野として業務を行うのが裁判所である。その点からすれば違憲か否かを判断するのは裁判所が最も適しているといえる。それが裁判所の役割、ひいては三権分立の存在意義であろう。しかし、極端に違憲だと判断される場合、それに「歯止めをきかせる」ということが三権分立やそれに基づく違憲審査権の本質がある以上、「どちらともとれる」ならば議会という国民の代表であり、なおかつ政治に長けている組織に一任すればよい。また裁判所には便宜上、「権利」を行使しているにすぎず、ただ「権利を行使する必要性がない」と思えば本来権利は行使せずともよいのだ。以上の理由により私は賛成する。	3	2

B	否定派。確かに、三権分立しているが、それはそれぞれを監視するためであってすべての力がストッパーであるべきなのではないかと思いました。民主主義に反するという意見や政治性の高い問題については政治部門にまかせるべきという意見があるが、それでは三権分立として本末転倒になってしまうのではないか。その意見がまかり通ってしまえば、後々問題となってしまうのではないかと思いました。	3	2	F	統治行為論の考えに基づくと、裁判所が違憲審査を放棄しなければならないことになり、国民と国家の政治がまちがった方向に進んだ場合に止める存在がなくなり、国が危機をむかえてしまうかもしれない。政治は政治に詳しい政治部門に任せべきだという意見は、それだと独裁の道に進む可能性ができてしまうのではないだろうか考える。よって最大限に安全を考慮した統治行為論肯定派の立場につく。	3	3
C	私は統治行為論について、違憲審査権を行使するのは、明らかに違憲であるとわかる法律に対してだけかまわないと考えるので、わざわざ国会や内閣が暴走しないようにするために三権分立として権力を分けているのに、それに裁判所が介入していく必要がないと思っています。なので、統治行為論に対しては肯定派です。また、日本は民主主義国家であり、国民あるいは国民を代表する議員たちが合憲と判断し、法律となったものを後から司法権を持つ裁判所が違憲かどうかを審査するのは民主主義に反すると考えます。否定派の意見として、違憲審査制は主権者である国民が裁判所に設けた権限であるとあるが、義務ではなく権限であり、わざわざ行使する必要がないと思います	3	3	G	僕は、統治行為論について反対の意見です。理由は、裁判所は責任から逃げていると思ったからです。何らかの判断をだすことによって、面倒なことに関わりをもたないと裁判所は考えているかもしれないと思いました。これは司法権を縮小しているとも思いました。プリントに立憲主義と矛盾すると書いてありますが、本当にそのとおりであり、民主化しすぎてしまうと存在意義がなくなることはとても悪いことだと思いました。	4	2
D	統治行為論は肯定されるべきである。なぜなら、統治行為論が否定されるなら根本的な民主主義が失われてしまうからである。民主主義を最優先しなければ国家体制にまで影響してくる。そもそも裁判所というのは国民に対し責任を負うことはできないのに国民の代表者たちが決めたことをくつがえすことができること自体おかしい。	4	4	H	統治行為論「否定派」です。第一に「肯定派」の意見に、「三権分立だから、裁判所が介入すべきでない」とあります。権力の偏りを解消するために分立させたとは思いますが、「三権」が相互に監視し合って、権力の濫用を抑制することが必要だと思います。第二に、憲法98条、81条で裁判所に違憲審査権があることです。憲法は国の最高法規であるため、裁判所に違憲審査させないことが違憲だと思います。そして、そもそも違憲じゃないなら審査されてもいいと思います。統治行為論肯定派は違憲の国家行為が行われていると言っているようなものだと思います。	4	4
E	「統治行為論」とは裁判所が違憲と思ったとしても違憲審査権を放棄しなければならず、判断することができないものである。長年にわたって日本は違憲審査に消極的であった。つまり裁判所が違憲だと思ったとしても発言することはできないのである。私は抑制することが可能な立場である裁判所が関与すべきでないことは、日本の未来を正しい方向に導くことができるとは断定できない。また、違憲性の疑いがある国家行為についてその違憲性を判断しないというのは、第98条は保障されず、立憲主義と矛盾すると言える。以上のことから私は「統治行為論」の考えに対して肯定することはできない。	2	2	I	私は統治行為論について否定派だ。「統治行為論」肯定派の意見に納得できないからだ。違憲審査権は憲法で保障されている権限のため、国会の立てた法律に対しても、チェック機能を果たす必要があると思う。現在、民法に関して違憲かどうかの判断をするのと同じように、あらゆる違憲判断を最高裁は行うべきである。そうしなければ、国会の権力の暴走に歯止めをかけることができなくなり、結果的に私たちの権利が脅かされる可能性もある。	3	3

授業の分析と生徒の実態を把握する評価実践を通して次のような授業の有効性と課題が示された。一つ目の有効性は、「知識の変革的成長」による概念的知識の獲得が見られた点である（表3）。それまで憲法（立憲主義）と民主主義それぞれ個別に持っていた概念的知識から、両者を関連

づけた概念的知識（具体的には民主主義における憲法の意義）を獲得したことが示唆された。

二つ目の有効性は、学習者が「見方・考え方」を働かせた思考を見とることができた点である（表4）。立憲主義と民主主義が対立構造となっている「統治行為論」を自分なりに評価することを要求する評価問題を設定したことで、授業で獲得した憲法や民主主義についての「見方・考え方」を形成し、それらを自分なりに「働かせて」思考・判断する力が育成されたことが示唆された。しかし、一部の学習者は限定的または不十分な理解にとどまってしまったため、限定的な解釈や「統治行為」の是非について判断の根拠となる有効な裏付けがされていない不十分な説明が多く見られた。憲法や民主主義に対して、なんとなく見方や考え方が変わったが、いざ説明を求められると上手く説明することができないという状態となっている可能性がある。その原因として、概念的知識の獲得をねらいとした授業において、概念そのものについての問いや、抽象的または無味乾燥な発問を中心に構成したことが挙げられる。法則や理論などの概念的知識を獲得することを目指す授業において、抽象的な概念と具体的な機能や事例を取り上げながら、「抽象」と「具体」の横断を意識した授業を構成する必要性が示された。

VI 本研究の成果と今後の課題

本研究の目的は、「見方・考え方」を働かせた社会科授業実践とその学習評価の実践を通して子どもの「理解」の実態を把握し、授業改善の視点を示し、子どもにとって学ぶ意義の高い憲法学習を保障する教育内容の方法を実証的に明らかにすることであった。

実践した授業は、「知識の変革的成長」の理論を用い、憲法と民主主義についての素朴な知識をより間違いの少ない科学的な概念的知識へと修正・発展させていくことを通して形成された「見方・考え方」をさらに働かせて、実社会の課題を追求していく学びを促すものとして構成した。同時に、学習評価問題として、「統治行為論」を評価させるパフォーマンス課題を作成し、さらに「理解の6側面」を参考に作成した得点ルーブリック

に基づいて評価を行った。

その結果、現代の民主主義社会における憲法の意義を「説明」することを要求する評価問題を設定したことで、憲法と民主主義それぞれの概念を互いに関連付けた学びを通して、生徒の「知識の変革的成長」による概念的知識の獲得がなされたことが明らかとなった。さらに、概念的知識の獲得によって形成された憲法の「見方・考え方」を働かせて、現行の制度や価値観について批判的に思考する姿や、生徒自らがより良い民主主義社会の発展のために主体的に構想していく姿も見とることができた。すなわち、獲得した「見方・考え方」を実社会で生じている問題や課題の解決のために「働かせる」学びを通して子どもの「学びに向かう力」も成長した可能性が示唆された。「見方・考え方」を働かせた学びは、子どもの資質・能力の育成に大きく影響するものなることが実証的に明らかにされたといえよう。その意味で、本稿の学習評価活動を伴った授業実践は意義のあるものだったと考える。しかし、一方で、生徒の間には、パフォーマンス課題を通じた「理解」の実態からは、限定的な解釈や有効な裏付けがされていない不十分な説明が多く見られた。

今後、概念的知識の獲得やその活用におけるさらなる研究を重ね、子どもの「見方・考え方」の広がりや深まり、これからの社会で求められる資質・能力を育成していくことが課題となろう。

【註】

- 1) 詳しくは草原和博ら『社会科教育学研究法ハンドブック』明治図書、2015年、p.182を参照されたい。
- 2) 峯 明秀「社会科学力評価論の批判的検討－学習の事実に基づく授業改善研究の必要性－」全国社会科教育学会、『社会科教育』第80号、2014年、pp.33-44。
- 3) 「素朴概念」とは、「子どもや、子どもばかりでなく初学者が学習を始める以前からもっていたり、学習を始めて以後にもったりすることのある主として自然現象に関する知識で、習熟した者（expert）からは通常正しくないと見なされる概念」である。
- 4) K・ポバー（1974）『客観的知識－進化論的アプローチ』森 博訳、木鐸社、1974年。
- 5) 詳しくは森分孝治『現代社会科授業理論』明治図書、1984年、を参照されたい。
- 6) 岡崎 誠司・大浦 瑞紀「社会的な見方や考え方を成長

- させる中学校社会科授業の可能性」『富山大学人間発達科学研究実践総合センター紀要教育実践研究』, No.11, 2016年, pp.1-13.
- 7) 角田 将士・平田 早苗・平田 浩一「見方考え方の成長を意識した小学校社会科の授業構成：第4学年単元『くらしと水』の開発を通して」『立命館教職教育研究』, 2016年, pp.1-10.
- 8) 井上 奈穂『社会系教科における評価のためのツール作成の論理－授業者のための評価法作成方略－』風間書房, 2015年, pp.107-162.
- 9) 岡部 麻衣子、関 良徳「法教育による憲法学習の刷新－中学校社会科公民的分野のための新しい憲法学習プログラム－」『信州大学教育学部研究論集』, 第4号, 2011年, pp.61-74.
- 10) 森分は、閉ざされた社会認識とは「知識を客観的で間違いないものとして習得させることによって、子どもの社会認識を方向づけ閉ざしていくこと」であると説明している。詳しくは、森分孝治『社会科授業構成の理論と方法』明治図書, 1978年, を参照されたい。
- 11) 中原 明生「開かれた憲法学習の理論と方法－ハートの法認識論にもとづく社会科授業開発－」『社会系教科教育学研究』第19号, 2007年, pp.9-18.
- 12) 中学校段階の単元開発例として、法教育推進協議会（中学生向け法教育教材作成部会）作成教材が挙げられる。立憲主義の意義や憲法尊重擁護義務が国民ではなく広義の公務員に課されている理由を考える等の内容である。詳しくは法務省HPを参照されたい。また、「憲法と共に歩む」政策委員会の憲法を扱った映像による教材DVD「中高生のための映像教室－憲法を観る」が発売されている
- 13) 詳しくは、芦部信喜『憲法 第六版』岩波書店, 2015年, p.343, や高橋和之『立憲主義と日本国憲法 第3版』有斐閣, 2015年, pp.412-413, 等を参照されたい。
- 14) 理解の6側面は、「真正の評価」を保障するために、「理解」を妥当に測定するために必要な「パフォーマンスの種類」を表示する。それらは、事実に基づく知識を事実についての理解からうまく区別するのに必要となるような種類のパフォーマンスの証拠を、精密に計画するものである。詳しくは、G・ウィギンズ/J・マクタイ『理解をもたらすカリキュラム設計－「逆向き設計」の理論と方法』西岡加名恵訳, 日本標準, 2016年, を参照されたい。